

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和8年7月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和8年7月2日	株式会社坂本産業(法人番号4290801014570) 代表者 森内美貴子	本社営業所	輸送施設の使用停止 (216日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第8条第1項、法第15条第1項第1号、法第15条第1項第2号、法第15条第4項、法第60条第1項、道路運送車両法(以下「車両法」)第48条	令和7年9月16日、適正化事業実施機関からの情報を端緒に監査実施。11件の違反が認められた。(1)事業計画(自動車車庫)に定めるところに従う義務違反(法第8条第1項)、(2)勤務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)定期点検整備の実施違反(安全規則第3条の3、車両法第48条)、(4)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項～第3項)、(5)点呼の記載事項等義務違反(安全規則第7条第5項)、(6)点呼の記録(改ざん・不実記載)違反(安全規則第7条第5項)、(7)業務の記録の記載事項等義務違反(安全規則第8条)、(8)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(9)運転者等台帳の記載事項等義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(10)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(11)報告義務違反(貨物自動車運送事業報告規則第2条第1項)	22	22
	福岡県鞍手郡小竹町大字 新多593-4	福岡県鞍手郡小竹町大字 新多593-4					
令和8年7月6日	株式会社ADVANCE(法人番号6350001014512) 代表者 岩本寛和	本社営業所	輸送施設の使用停止 (58日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第15条第1項第1号、法第15条第4項	令和7年11月7日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)勤務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)運転者等台帳の記載事項等義務違反(安全規則第9条の5第1項)	6	6
	宮崎県宮崎市清武町木原 字北ノ原3211番地1	宮崎県宮崎市清武町木原 字北ノ原3211番地1					

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和8年7月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和8年7月6日	株式会社松永商事(法人番号5350001014001) 代表者松永博	都城営業所	輸送施設の使用停止 (160日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第8条第1項、法第9条第3項、法第15条第1項第1号、法第15条第1項第2号、法第15条第4項、道路運送車両法(以下「車両法」)第48条	令和8年2月5日、死亡事故を引き起こしたことを端緒に監査実施。10件の違反が認められた。(1)事業計画(営業所)に定めるところに従う義務違反(法第8条第1項)、(2)事業計画(自動車車庫)に定めるところに従う義務違反(法第8条第1項)、(3)事業計画(配置車両数)の事前届出違反(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)、(4)勤務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(5)定期点検整備の実施違反(安全規則第3条の3、車両法第48条)、(6)自動車車庫の位置違反(安全規則第6条)、(7)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項～第3項)、(8)点呼の記載事項等義務違反(安全規則第7条第5項)、(9)業務の記録の記載事項等義務違反(安全規則第8条)、(10)運行指示書の記載事項等義務違反(安全規則第9条の3第1項～第3項)	26	16
	宮崎県児湯郡川南町大字川南13864-30	宮崎県都城市高城町大井手3443-1					
令和8年7月6日	NAKAMURA EXPRESS 株式会社(法人番号4290001039344) 代表者中村清人	別府営業所	文書警告	貨物自動車運送事業法第15条4項	令和8年度6月10日、死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)運転者等台帳の記載事項等義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第9条の5第1項)、(2)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)	0	0
	福岡県糟屋郡粕屋町大字長者原東5丁目7番29	大分県速見郡日出町272-1					

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和8年7月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和8年7月17日	トーショー九州株式会社(法人 番号2320001001343) 代表 者吉野和彦	大分営業所	文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第15 条第1項第1号、法 第15条第4項	令和8年6月23日、健康起因による事故を引き起こしたことを端緒に監査実施。4件の違反が認められた。(1)勤務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)運転者等台帳の記載事項等義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(4)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)	0	0
	大分県大分市大分流通業務団地2丁目4番	大分県大分市大分流通業務団地2丁目4					
令和8年7月27日	幸運トラック株式会社(法人 番号9310001008746) 代表 者馬場邦彦	熊本営業所	輸送施設の使用停止 (68日車)	貨物自動車運送事業法第15条第1項第1号	令和7年11月19日、適正化事業実施機関からの情報を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)勤務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)勤務時間等の基準なお書き違反(安全規則第3条第4項)	7	7
	長崎県大村市富の原2丁目595番地1	熊本県菊池郡大津町大字大津210ラ・ブリーズR102					